

**香川県条例第34号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～584 略				1～584 略			
584の2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築の場合に限る。）	<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書（584の3の項において「確認書」という。）又は住宅性能評価書（以下この項及び584の4の項において「確認書等」という。）の交付を受けた住宅</u>			584の2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築の場合に限る。）			
	<u>区分所有住宅以外の住宅</u>	<u>1件</u>	<u>11,000円</u>				
	<u>区分所有住宅</u>	<u>1件</u>	<u>認定申請1件につき、当該認定申請に係る</u>				

		次に掲げる住戸の数 に応じて定める額に 当該住戸の数乗じ て得た額					
		10以下 5,000円					
		11以上50以下 3,000円					
		51以上200以下 2,000円					
		201以上 1,000 円					
確認書等の交付を受け た住宅以外の住宅				住宅性能評価書の交付 を受けた住宅以外の住宅			
<u>区分所有住宅以外の 住宅</u>				<u>建築物の住戸の数</u>			
<u>床面積の合計</u>				<u>1</u>			
<u>100平方メートル以下</u>	1件	45,000円		<u>床面積の合計</u>			
<u>100平方メートルを超え200平方メートル以下</u>	1件	51,000円		<u>100平方メートル以下</u>	1件	43,000円	
<u>200平方メートルを超える場合</u>	1件	69,000円		<u>100平方メートルを超え 200平方メートル以下</u>	1件	49,000円	
<u>区分所有住宅</u>	1件	認定申請1件につき、 当該認定申請に係る 次に掲げる住戸の数 に応じて定める額に 当該住戸の数乗じ て得た額		<u>200平方メートルを超える 場合</u>	1件	67,000円	
		<u>5以下 24,000円</u>		<u>2以上5以下</u>	<u>1件</u>	<u>23,000円</u>	
		<u>6以上10以下 2</u>		<u>6以上10以下</u>	<u>1件</u>	<u>19,000円</u>	



		11以上50以下 4,000円
		51以上200以下 3,000円
		201以上 2,000 円
<u>確認書の交付を受けた住宅以外の住宅</u>		
<u>区分所有住宅以外の住宅</u>		
床面積の合計		
100平方メートル以下	1件	<u>67,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	<u>76,000円</u>
200平方メートルを超える場合	1件	<u>103,000円</u>
<u>区分所有住宅</u>	1件	認定申請1件につき、 当該認定申請に係る 次に掲げる住戸の数 に応じて定める額に 当該住戸の数を乗じ て得た額
		<u>5以下 36,000円</u>
		<u>6以上10以下 3 万円</u>
		<u>11以上25以下 22,000円</u>
		<u>26以上50以下 2 万円</u>
		<u>51以上100以下 17,000円</u>
		<u>101以上200以下 16,000円</u>

<u>建築物の住戸の数</u>		
<u>1</u>		
床面積の合計		
100平方メートル以下	1件	<u>65,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	<u>74,000円</u>
200平方メートルを超える場合	1件	<u>101,000円</u>
	<u>1件</u>	<u>35,000円</u>
	<u>1件</u>	<u>28,000円</u>
	<u>1件</u>	<u>22,000円</u>
	<u>1件</u>	<u>2万円</u>
	<u>1件</u>	<u>17,000円</u>
	<u>1件</u>	<u>16,000円</u>

			<u>201以上300以下</u> <u>15,000円</u> <u>301以上</u> <u>14,000</u> <u>円</u>
	略		
584の4 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	略 その他の場合 <u>変更後の計画に係る</u> <u>1件</u> <u>1,000円</u> <u>確認書等の交付を受けた住宅又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第1号に掲げる基準の変更を要しない住宅</u> <u>その他の住宅</u> <u>1件</u>		<u>584の2の項又は</u> <u>584の3の項の区分の欄の区分に応じ、</u> <u>それぞれ当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額</u>
584の5 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例許可申請手数料	略	<u>1件</u>	<u>16万円</u>

		<u>201以上300以下</u> <u>1件</u> <u>15,000円</u> <u>301以上</u> <u>1件</u> <u>14,000円</u>	
	略		
584の4 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	譲受人の決定のみの場合 <u>1件</u> <u>400円</u> その他の場合 <u>1件</u> <u>1,000円</u>		
	略		

584の6 要 略

除却認定マ  
ンションに  
係るマンシ  
ョンの建替  
えにより新  
たに建築さ  
れるマンシ  
ョンの容積  
率に関する  
特例許可申  
請手数料

585～598 略

備考  
略

584の5 要 略

除却認定マ  
ンションに  
係るマンシ  
ョンの建替  
えにより新  
たに建築さ  
れるマンシ  
ョンの容積  
率に関する  
特例許可申  
請手数料

585～598 略

備考  
略

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。